

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 尾道市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.1%
全職員	80.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.3%
31～35年	92.5%
26～30年	94.0%
21～25年	92.8%
16～20年	81.9%
11～15年	90.7%
6～10年	101.3%
1～5年	80.1%

【説明欄】

- ・短時間勤務職員等については、その者の勤務時間に応じて職員数を換算。
- ・給与には、扶養手当や住居手当等の諸手当が含まれる。
- ・採用前の職務経験等により給与の差異が生じる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。